

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年1月18日開催 信託協会]

1. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

- 2022年10月31日、2022年3月末時点での障がい者等に配慮した取組状況について、アンケート調査結果を公表した。
- 聴覚障がい者の方等向けに、2021年7月より公共インフラとして「電話リレーサービス」が開始されたところ。信託銀行では、当該サービスに対応していない銀行もあり、対応している場合でも、当該サービスの利用の際の連絡先のウェブサイトでの案内等の実効性向上のための取組みは、一部の銀行に留まっており、対応を進めていく必要。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続きに関して、「入金書類の代筆を依頼したが拒否された」といったご意見が金融庁にも寄せられている。内規の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力の向上が重要。
- 加えて、一部の金融機関では、新規に口座開設する顧客に対して、紙の通帳発行を有料化する動きがあるが、一定の手続きを経た障がい者については、当該手数料を対象外とする金融機関もあると承知。手数料の徴収自体は各金融機関の経営判断事項であると考えているが、障がい者に配慮した事例として紹介をさせていただくので、アンケート結果とあわせ、今後の取組みの参考としていただきたい。

(参考) アンケート結果概要 (2022年3月末時点)

- ・聴覚障がい者等からの連絡について、公共インフラとしての電話リレーサービスを用いた連絡に対応している先は全体で54.5% (信託銀行は50%)
- ・電話リレーサービスを用いた連絡に対応している場合、マニュアル等を整備の上、職員へ周知している先は全体で57.6% (信託銀行は100%)
- ・電話リレーサービスを用いた連絡に対応している場合、電話リレーサービス利用の際の連絡

先について、ウェブサイト上にバナーを設けるなど、分かりやすい形で表示している先は全体で3.8%（信託銀行は0%）

- ・代読の手続に関する内規の整備状況は全体で97.4%（信託銀行は100%）
- ・預金取引における代筆手続に関する内規の整備状況は全体で99.3%（信託銀行は100%）
- ・社内研修等の職員の障がい者等対応力向上のための取組を実施している先は全体で78.9%（信託銀行は83.3%）

2. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 金融庁では、2018年にマネロンガイドラインを公表し、金融機関に求められるマネロン対策等をより明確化するとともに、2021年から3年間の猶予期間を設け、全ての金融機関に対し、2024年3月までにガイドラインで求められる態勢の整備を完了するよう要請している。
- これまでの検査・監督においては、達成率が高い金融機関では経営陣がマネロン対策等を経営課題として主体的に行動してきたことが確認されており、金融庁としては、各金融機関の経営陣の姿勢を注視している。
- 態勢整備期限まで残すところ1年余りとなっており、経営陣におかれては、「他人事ではなく、我が事」として、自行/自社の態勢整備状況とマネロンガイドラインで求められる事項とのギャップを正確に把握し、組織を挙げて、必ず2024年3月までに態勢整備が完了するよう、早急に作業を進めていただきたい。

3. 資産所得倍増プランについて

- 2022年11月28日、新しい資本主義実現会議において、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げることで、持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶ「成長と資産所得の好循環」を実現する観点から、「資産所得倍増プラン」が決定された。
- 同プランでは、
 - ・ 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒

久化

- ・ 加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
- ・ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ・ 雇用者に対する資産形成の強化
- ・ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ・ 世界に開かれた国際金融センターの実現
- ・ 顧客本位の業務運営の確保

などの施策が盛り込まれている。

- 「資産所得倍増プラン」を実現し、正しい情報と金融知識の下、国民の行動変容をもたらし、NISA 等も裾野を広げ、安定的な資産形成を達成する上で、各金融機関の理解・協力が不可欠である。特に、金融経済教育については、各実行主体のリソースの戦略的・効果的な活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が極めて重要であり、金融経済教育推進機構（仮称）或いは、機構の設立以前に設置する協議会等の運営において、各金融機関の協力が必須であると考えているので、今後ともよろしく願いしたい。

4. 令和5年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和5（2023）年度税制改正要望においては、NISA の抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2022年12月16日に公表された与党税制改正大綱においては、まず、NISA を抜本的に拡充し、制度を恒久化することが盛り込まれた。
- また、贈与税の関係では、
 - ・ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、一定の見直し

を行った上で 2026 年 3 月末まで 3 年延長、

- ・ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、一定の見直しを行った上で 2025 年 3 月末まで 2 年延長

とされたところ。

これらの非課税措置については、その制度の周知・普及が極めて重要だと考えられるところ、各金融機関におかれても、認知度向上に向けた取組みについてよろしくお願いしたい。

○ このほか、与党税制改正大綱においては、

- ・ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限の延長（3 年）、
- ・ インフラファンドに係る税制優遇措置の延長（3 年）

など、金融庁関係の他の重要要望項目も措置されることとなった。

今後、これらの効果ある実施が重要であり、是非、協力をお願いしたい。

○ また、金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されており、今後、実現に向けて、必要な取組みを行っていききたい。

○ 全体として、今般の与党税制改正大綱は、金融庁の要望内容の多くが盛り込まれた、画期的な大綱となったと考えている。税制改正要望プロセスにおいては、業界関係者から様々な支援を頂き、この場をお借りして感謝申しあげたい。

5. サステナブルファイナンスの取組みについて

○ 2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、日本において今後 10 年間で官民合わせて 150 兆円の投資が必要と試算されている。

○ このうち民間金融の活用に関して、金融庁、経済産業省、環境省は、「産業

のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」において計5回にわたって議論を行い、2022年12月13日、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめた。

○ 施策パッケージには、

- ① グリーン、トランジション、イノベーションへの投資を行う際の環境整備やブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、
- ② 地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給、
- ③ GX投資促進等にむけた市場環境の整備、
- ④ GXを実践する企業への新たな評価軸の構築やマクロでの気候変動分野への資金誘導策、

といった内容を盛り込んでいる。

○ 特に、金融機関・投資家が多排出企業のトランジション活動を支援し投融資を行う場合に「ファイナンスド・エミッション」が一時的に増加してしまうという課題については、金融庁、経済産業省、環境省の3省庁共催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」の下にワーキング・グループを設置して、考え方や国際発信の方法等を整理していく予定。また、金融庁では、2022年10月に立ち上げた「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を引き続き開催し、2023年6月までに金融機関と企業の対話のためのガイダンスを策定する予定。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。

○ また、GXを含む企業のESGに関する取組みを評価するESG評価機関等については、その評価手法の透明性や公平性のほか、利益相反の防止などのガバナンスの確保が課題となっている。こうした課題を克服するため、金融庁は、2022年12月15日、「ESG評価機関・データ提供機関に係る行動規範」を最終化。2023年半ば頃に行動規範を受け入れる機関の状況を公表することを目指している。

○ ESG評価やデータが信頼性をもって利用されていくためには、ESG評価・データ提供機関と評価の対象となる企業や投資家とのコミュニケーション

が重要であるとの観点から、行動規範では投資家における ESG 評価の活用方法の開示等企業や投資家への提言もあわせて公表しており、各金融機関も参照いただければ幸い。

- さらに、ESG に関するデータの中でも、特に気候変動関連データの提供・利活用の重要性が高まっており、データの提供側と利活用側が、互いのニーズや課題等について、双方向で情報・意見交換を行うことが重要。このため、金融庁、文部科学省、国土交通省、環境省は、産業界・金融界をメンバーとする「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を設置し、2022 年 12 月 22 日に初回会合を開催した。今後、必要な対応の方向性等について議論を行っていく予定であり、金融機関におかれても、気候変動開示等にあたりデータを利活用するうえで参考にさせていただきたい。
- 本日お話したものに限らず、今後、金融庁としては、先ほど述べた 4 つの柱の実現について、関係省庁と連携しつつ、具体的な政策を詰めていくことになる。その最終目標は、民間資金も含めカーボンニュートラルに必要な資金を如何に円滑かつ恒常的に確保する仕組みをつくるかであり、実際のファイナンス業務の状況やニーズ、各金融機関の経営方針を踏まえた、効果のある施策を実施していくことが重要である。その点で、各金融機関との対話がますます重要となってくると考えているので、緊密な情報・意見交換に協力いただきたい。

6. インボイス制度への対応について

- 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が 2023 年 10 月 1 日から導入される。適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。
- なお、2023 年 10 月 1 日からインボイス発行事業者となるための原則的な期限は 2023 年 3 月末であるが、4 月以降であっても申請書に 3 月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10 月 1 日に登録したものとみなす措置が設けられて

いるところ、事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、申請書に「困難な事情」の記載をせず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととなった。

- これまで、金融庁としては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、講師派遣依頼に関する案内や、登録申請開始に関する業界宛の会員事業者への案内依頼等、インボイス制度への対応についても周知してきたところ。
- 各事業者におかれては、インボイス制度の円滑な導入に向けて引き続き協力をお願いしたい。なお、インボイス制度には支援措置があり、さらに令和4年度の補正予算において各種補助金が拡充されていることにも留意いただきたい。

7. 三陸・常磐ものネットワークへの参加について

- 福島等の本格的な復興に向けて“三陸・常磐もの”の魅力を発信し、消費を拡大する枠組みを経済産業省が立ち上げた。
- 本取組は、三陸・常磐地域における水産業等の本格的な復興、将来にわたる水産業等の持続的な発展につなげることを狙いとしており、政府機関及び産業界等が一体となったものとなっている。
- 本ネットワークへの参加について検討いただき、積極的な参加をお願いしたい。

8. 2023年の主要な国際動向について

- 日本は、2023年1月より、G7議長国を務めており、5月11-13日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19-21日に広島で首脳会合が開催される予定。
- G7各国と緊密に連携し、各金融機関の意見も踏まえながら、議論を進めて参りたい。

(以上)